**資料１-３**

大阪府財務諸表作成基準（平成23年3月29日会計第3894号）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　　正　　　　案 | 現　　　　行 |
| （附属明細表）  第32条　財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。  （１）固定資産附属明細表（[様式第５号](#様式第５号)）  （２）基金附属明細表（[様式第６号](#様式第６号)）  （３）法人等出資金明細表（[様式第７号](#様式第７号)）  （４）貸付金明細表（[様式第８号](#様式第８号)）  （５）引当金明細表（[様式第９号](#様式第９号)）  （６）地方債明細表（[様式第10号](#様式第10号)）  （７）純資産変動分析表（[様式第11号](#様式第11号)）  （８）府税内訳附属明細表（[様式第12号](#様式第12号)）  （９）資産及び負債行政目的別一覧表（[様式第13号](#様式第13号)）  （10）収入及び費用行政目的別一覧表（[様式第14号](#様式第14号)）  （11）出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表（[様式第15号](#様式第15号)）  （12）行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表  （[様式第16号](#様式第16号)）  （13）売却予定固定資産明細表（[様式第17号](#様式第17号)）  **（14）基金保管状況明細表（様式第１８号）**  附則  　この基準は、平成 2７年　月　日から施行し、平成２６年度の財務諸表から適用する。 | （附属明細表）  第32条　財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。  （１）固定資産附属明細表（[様式第５号](#様式第５号)）  （２）基金附属明細表（[様式第６号](#様式第６号)）  （３）法人等出資金明細表（[様式第７号](#様式第７号)）  （４）貸付金明細表（[様式第８号](#様式第８号)）  （５）引当金明細表（[様式第９号](#様式第９号)）  （６）地方債明細表（[様式第10号](#様式第10号)）  （７）純資産変動分析表（[様式第11号](#様式第11号)）  （８）府税内訳附属明細表（[様式第12号](#様式第12号)）  （９）資産及び負債行政目的別一覧表（[様式第13号](#様式第13号)）  （10）収入及び費用行政目的別一覧表（[様式第14号](#様式第14号)）  （11）出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表（[様式第15号](#様式第15号)）  （12）行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表  （[様式第16号](#様式第16号)）  （13）売却予定固定資産明細表（[様式第17号](#様式第17号)）  　　　附則  　　　　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。 |